

## 大分市総合計画 検討委員会 第2回 防災安全部会 議事録

◆ 日 時 平成27年10月5日(月) 15:00～16:40

◆ 場 所 大分市役所 本庁舎8階 801会議室

◆ 出席者

### 【委員】

田中 孝典 部会長、和泉 志津恵 副部会長、安倍 雅宏 委員、安東 健治 委員  
上田 秀樹 委員、岡山 尚弘 委員、河野 淳 委員、高野 博幸 委員  
鳥居 登貴子 委員、花宮 廣務 委員、幸 紀人 委員 (計11名)

### 【事務局】

市長室主査 大城 存、企画課主査 中川 淳、企画課主任 佐藤 洋 (計3名)

### 【プロジェクトチーム(PT)】

防災危機管理課 主査 佐藤 真人、市民協働推進課 主査 藍沢 伸介  
土木管理課 専門員 松尾 裕治、消防局予防課 消防司令補 松岡 辰倫 (計4名)

### 【オブザーバー(OB)】

防災危機管理課 参事 菅 力、生産基盤課 専門員 甲斐 日出美、  
河川課 参事補 野崎 健司、下水道経営企画課 参事補 本多 隆司  
消防局総務課 主査 志賀 義昭 (計5名)

### 【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 開会

2. 議事

(1)大分市人口ビジョン(案)、大分市総合戦略(素案)について

(2)大分市総合計画(素案)について

①第1章第1節 防災・危機管理体制の確立

②第1章第2節 治山・治水対策の充実

(3)その他

3. 閉会

## <第2回 防災安全部会>

事務局	<p>ただ今から 大分市総合計画 検討委員会 第2回防災安全部会を開催いたします。</p> <p>はじめに、本日、初めてご出席される委員がいらっしゃいますので、自己紹介をお願いしたいと思います。 (初出席委員 自己紹介)</p> <p>なお、本日は人口ビジョン等の説明のために企画課の職員、また、オブザーバーとして防災安全の取組項目の関係課の職員も同席させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>会議に先立ちまして、委員の皆様には1点、連絡事項がございます。 本市におきましては、このような委員会の会議は基本的に公開で行っており、傍聴希望者がいる場合は許可することとしております。 本検討委員会につきましても、会議の公開いたしますので、ご了解のほどお願いいたします。また、委員の皆様のご議論につきまして、議事録を作成いたしますが、これにつきましても、広く市民の皆様には検討の経緯をお知らせするという観点から大分市のホームページ上で公開いたします。</p> <p>それでは、本日の会議の内容ですが、まず冒頭に「大分市人口ビジョン(案)」「大分市総合戦略(素案)」の説明をさせていただき、ご意見をいただきます。 その後、第1章の「防災力の向上」の第1節「防災・危機管理体制の確立」から順に事務局から素案を説明することにより、本市の考え方をご説明させていただいた後、ご意見をいただきたいと考えております。</p> <p>それでは早速「2. 議事」に入らせていただきます。議事の進行につきましては、検討委員会設置要綱第7条第4項により、部会長が行うこととなっておりますので、部会長にお願いいたします。</p>
部会長	<p>それでは、次第に従いまして議事の進行を務めさせていただきます。 まず、議事「(1) 大分市人口ビジョン(案)、大分市総合戦略(素案)について」、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、「大分市人口ビジョン(案)」についてご説明いたします。 「大分市人口ビジョン(案)」の全体的な内容につきましては、先般ご説明させていただきましたが、この大分市人口ビジョンをベースに、「大分市総合計画」及び「大分市総合戦略」を策定することになるため、若干時間が経過していること、また説明できなかつた委員もおられますことから、振り返りの意味で再度説明する時間をいただきたいと思っております。 それでは、先般お配りしました「大分市人口ビジョン(案)」の目次をご覧ください。 大分市人口ビジョンは、「位置づけ、対象期間」、「現状分析」、「将来人口</p>

の推計」、「目指す将来」の4部構成としております。

まずは、1ページをご覧ください。

本ビジョンの位置づけと対象期間です。

本ビジョンは、大分市総合戦略を策定するにあたり、本市における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来を展望するものです。

また、総合計画の策定及びまち・ひと・しごと創生の実現に向けた重要な基礎となるものと位置づけています。

対象期間は、国の長期ビジョンの期間を踏まえ、2060（平成72年）年としています。

2ページから12ページは大分市の人口の現状分析となります。

3ページをお開きください。

国は2008（平成20年）年、大分県が1985（昭和60年）年をピークに人口減少に転じていますが、大分市の人口はわずかではありますが増え続けております。

しかしながら、生産年齢人口は2010年から減少に転じております。

次に、4ページをご覧ください。

出生、死亡からなる自然動態と、大分市への転入と大分市からの転出からなる社会動態の2つの推移を記載しております。

出生数は2006年以降、毎年4,500人程度となっており、自然動態は死亡数は年々増加しておりますが、まだ出生数が死亡数を上回っているため、大分市は自然増となっております。

また、社会動態ですが、2013年までは大分市からの転出者より大分市への転入者が上回っていたため、転入超過となっておりますが、昨年、転出者が転入者を上回ったため減少に転じました。

結果としては、社会動態が減少に転じたものの、自然動態の増加分が上回ったため、大分市の人口はわずかではありますが増えたこととなります。

次に、5ページから7ページは人口移動の状況となります。

5ページをご覧ください。

県内の人口移動の状況です。いずれの市町においても、大分市への転入者が上回っています。

6ページをご覧ください。

県外への人口移動の状況です。福岡県をはじめ、都市圏は転出者が上回っています。

7ページをご覧ください。

年齢階級別の人口移動状況です。20～24歳の若者が流出しています。

以上のことから、都市圏への若者の流出をいかに歯止めをかけるかが重要なポイントとなります。

次に、8ページをご覧ください。

合計特殊出生率についてですが、全国の合計特殊出生率よりは高い水準で推移していますが、大分県の合計特殊出生率よりは低い水準で推移しています。

13ページをご覧ください。

	<p>大分市の将来人口の推計となります</p> <p>2010（平成 22 年）年の国勢調査を基本とし、2013（平成 25 年）年 3 月発表の国立社会保障・人口問題研究所の数値を用い、将来人口を推計しています。</p> <p>2040 年には大分市の人口は 43.8 万人となり、2010 年比で 3.6 万人減少すると予測されています。また、生産年齢人口は減少、高齢人口は増加し、高齢化率はおよそ 34%に達すると予測されています。</p> <p>なお、14～19 ページは人口推計は支所毎の人口推計を記載しております。20 ページをご覧ください。</p> <p>目指すべき将来の方向の基本的視点について、人口減少への対応は二つの方向性で整理しております。一つが出生者数を増加させ、人口構造そのものを変えること。もう一つは、首都圏への転出者の抑制と地方への転入者の増加を図ること。</p> <p>この二つの方向を同時に進め、自然増と社会増の両面から人口減少問題に取り組み、人口減少のカーブを出来る限り緩やかにしていくことが重要であると考えております。</p> <p>次に人口の将来展望についてですが、国においては、2040 年には人口置換水準である 2.07 程度にまで回復した場合、2060 年の人口が 1 億人程度確保できると見込んでおります。大分県では、2040 年には 2.3 程度にまで高め、更には大分県外から社人研推計に加え、毎年 1,000 人程度の社会増の上乗せを図ることにより、2060 年の人口がおよそ 96 万人となり、2100 年には 100 万人近くまで回復していくとしております。</p> <p>次に、21 ページをご覧ください。</p> <p>本市の将来展望について、自然増は、大分県の合計特殊出生率に準拠し、2030 年までに合計特殊出生率を 2.0 程度、2040 年には 2.3 程度にまで高めることを目指し、社会増につきましては、特に上乗せは図りませんが、県外からの転入者を増やすことを目指してまいりたいと考えております。</p> <p>このように、自然増対策と社会増対策を同時に取り組み、大分市は、2060（平成 72 年）年に 45 万人程度の人口の維持を目指してまいりたいと考えております。</p> <p>駆け足での説明で申し訳ございませんでしたが、人口ビジョンの説明は以上です。</p>
部会長	<p>ありがとうございました。「大分市人口ビジョン（案）」について皆様から、何か質問や意見はありますか。</p>
委員	<p>人口増に関して、大分市では外国人の受入れについては考えていますか。</p>
事務局	<p>移民の受入れということでしょうか。現時点では明確には計画はありませんが、今後の検討課題となっています。</p>
副部会長	<p>「特に東京圏を中心とした大都市からの転入者を増やすことを目指していきます。」とあるが、何か具体的な対策を検討しているのですか。</p>

事務局	<p>具体的には今後になりますが、一つ考えておりますのが近居の促進、例えば首都圏に息子さんがいて、親御さんが大分にいるという場合に、子育てや介護の関係で大分市に帰ってきたいという際に、親と同居または近居する場合の引っ越し費用の補助することによって、移住を促し定住につなげていくということも考えております。</p>
副部会長	<p>その場合には、やはり就職先が大分ないと生活が難しいと思いますので、その対策もご検討いただきたいと思います。</p>
委員	<p>7ページの年齢階級別の人口移動の状況は、20～24歳がマイナス傾向が大きくなっているが、これはやはり大学進学で出ていくということでしょうか。</p>
事務局	<p>大学進学と就職です。</p>
部会長	<p>ほかに、ご質問がないようですので、次に「大分市総合戦略（素案）」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>続きまして、「大分市総合戦略」についてご説明いたします。</p> <p>この総合戦略は、今年度末の策定を目指しており、本日は素案をご提示させていただきます。</p> <p>それでは、「総合戦略（素案）」の1ページをご覧ください。</p> <p>最初に総合戦略を策定する趣旨についてご説明させていただきます。</p> <p>国のスケールで見ますと、既に本格的な少子高齢化、人口減少社会を迎えております。</p> <p>人口減少は、地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を呼ぶ負のスパイラルに陥るリスクが高いため、国は「地方創生」を重要政策として掲げ、人口減少を克服し、各地域の特徴を活かした自律的で持続可能な社会を創造する取組が進められております。</p> <p>本市においても、先ほどご説明した人口ビジョンでお示ししたとおり、近い将来には、少子高齢化、人口減少社会を迎えることから、国と同様に、本市が未来にわたり発展できるよう地方創生に関する取組を進めていくために総合戦略を新たに策定することとしております。</p> <p>この総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定するもので、先ほどご説明した大分市人口ビジョンで設定した中長期展望である人口45万程度を目指すこととしておりますが、この人口ビジョンを実現するため、2015年（平成27年度）を初年度とする5か年の目標や施策等を取りまとめるものとなります。</p> <p>次に、「大分市総合計画」と「大分市総合戦略」との関連性についてご説明いたします。</p> <p>以前お配りした資料「総合計画と総合戦略の概要と関連性」でご説明しますので、こちらをご覧ください。</p> <p>「大分市総合計画」は本市の最上位計画ですが、「大分市総合戦略」は個</p>

別の計画であり、「大分市総合計画」を支える一つの計画であるとイメージしてください。

しかしながら、「大分市総合戦略」は人口減少対策に優先的かつ重点的に取り組み、将来にわたり発展を続けるための計画となります。

また、この戦略は様々な分野に関連しますことから、本市が目指す都市像に大きく寄与する重要な計画となるものと考えております。

この戦略策定に当たりましては、資料右下の緑の矢印のところになりますが、「大分市総合計画（素案）」の中から関連する施策を抽出し、ベースとしてまとめたものを「大分市総合戦略（素案）」としております。

抽出に当たっては、2点の基本的な考え方にに基づき行っております。

1点目が、人口減少の克服や地方創生に直接繋がるもの、2点目が、計画期間が平成31年度までの5か年となることから、早急に優先的かつ重点的に取り組まなければならないもの、この2点を抽出する際の大きな考え方でございます。

こうしてまとめたものが、この「大分市総合戦略（素案）」となります。

ここで、大分市総合計画検討委員の皆様にご説明いたします。ここで、大分市総合計画検討委員の皆様にご説明いたします。

この大分市総合戦略は、「大分市総合計画」の中から、人口減少の克服や地方創生に直接つながる施策を抽出したものであることから、戦略だけを協議検討していただく必要はありません。

しかしながら、総合計画の協議検討をしていただく際、総合戦略に関連する内容につきましては、地方創生を実現するという観点を考慮してご協議ご検討をお願いしたいと思います。

それでは、「大分市総合計画（素案）」からどのような内容を抽出したか、抽出した内容等について、ご説明いたします。

本日、お配りしております「大分市総合計画（素案）」の「（総合戦略対応版）」と記載したものをご覧ください。

主な取組に菱形で内容を記載しておりますが、その前にSマークを付けております。このSマークの付いているものが、「大分市総合戦略（素案）」で抽出した内容となっております。

例えば、「大分市総合計画（素案）」64ページをご覧ください。

主な取組にSマークを付けております。このSマークが付いている取り組みを抽出し、「大分市総合戦略（素案）」の36ページに記載しております。このような抽出作業を行い、この「大分市総合戦略（素案）」を作成しております。

次に、「大分市総合計画」と「大分市総合戦略」の具体的な対比について説明します。「大分市総合戦略（素案）と大分市新総合計画対応表」をご覧ください。

「大分市総合戦略（素案）」の主な取組について、「大分市総合計画（素案）」のどこから抽出したかを表にしたものです。

左側の赤い枠で囲んでいる部分が「大分市総合戦略（素案）」の構成、右側の青い枠で囲んでいる部分が「大分市総合計画（素案）」の構成です。

参考にしていただきたいと思います。

次に、総合戦略の構成、基本目標等について説明します。

説明資料は、「大分市人口ビジョン（案）と総合戦略（素案）の全体像」を使ってご説明いたしますので、ご覧ください。

資料左上の基本目標に記載しておりますが、「大分市総合戦略」は、大きく4つを基本目標としております。

「しごとをつくり、活力に満ちた大分市」、「人にやさしい、あたたかさあふれる大分市」、「時代にあった地域をつくり、住み続けたい大分市」、「安心・安全な暮らしを守り、未来へ発展する大分市」の4つです。

大分市総合戦略の対応するページは、「Ⅰ. しごとをつくり、活力に満ちた大分市」が3～14ページ、「Ⅱ. 人にやさしい、あたたかさあふれる大分市」が14～27ページ、「Ⅲ. 時代にあった地域をつくり、住み続けたい大分市」が28～35ページ、「安心・安全な暮らしを守り、未来へ発展する大分市」が36ページから46ページとなっております。

この4つの基本目標を簡潔に申し上げますと、「しごとづくり」、「ひとづくり」、「まちづくり」、「未来づくり」の4つです。これらは、それぞれが相互に関連し、優先順位をつけられるものではありませんが、国の総合戦略等を勘案する中、大分市総合戦略では、仕事があれば、人は集まり、人が集まれば、まちとなり、そして、そのまちを未来へつなげていくという考えのもと、このような順番としております。

また、総合戦略の構成については、「しごとづくり」の基本目標であれば、右側の「基本的な方向・施策」にある「1. 工業・商業・サービス業の振興」や「2. 農林水産業の振興」など4つの基本的な方向、2番目の「人にやさしい、あたたかさあふれる大分市」の基本目標であれば、「結婚から子育てまでの切れ目のない支援」など5つの基本的な方向を体系化しております。

また、基本的な方向の下に、「工業の振興」や「商業・サービス業の振興」、「流通拠点の充実」などの3つの基本的な施策がぶら下がる構成となります。

以上で「大分市総合戦略」に関する説明を終わります。

繰り返しのご説明となりますが、総合戦略だけをご協議検討していただく必要はありません。

総合計画をご協議検討していただくなか、Sマークが付いている取り組みにつきましては、地方創生を実現するという観点を考慮して地方創生に繋がる取り組みかどうかという視点をもってご協議検討をお願いいたします。

以上です。

部会長

ありがとうございました。

再度確認ですが、大分市総合戦略については、総合計画に関する議論を行うことにより、総合戦略の議論も併せて行ったということ、そして、Sマークが付いている項目について、特に集中的に議論するといった必要は無いということよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

部会長	<p>Sマークがついている項目については、地方創生という観点も踏まえてご意見をいただくということで委員の皆様にはご認識いただければと思います。</p> <p>「大分市総合戦略（素案）」について、皆様から質問はありますか。</p>
委員	<p>総合計画（素案）総合戦略対応版の64ページ、「防災訓練などを通じて、住民・地域・行政それぞれの役割（自助・共助・公助）を徹底することにより」とありますが、全体的な意識を向上するという意味で、防災危機管理課に聞きたいんですけど、私たち消防団として地域で活動しているが、今、自主防災組織が95%を超えたくらいの組織率ですかね。</p>
P T	<p>99%を超えて、ほぼ100%となっています。</p>
委員	<p>その割には住民の方の意識が向上したかというとなかなか言える部分がないかと思います。せっかく防災危機管理課と住民と消防団が一緒になって作り上げたのですから、それを十分に活かすことをしないと作っただけの自主防災組織になってしまっている部分が多いのではないのでしょうか。一つひとつ地域ごとに洗い直しをして、確認を含めて防災訓練をすとかしないと、消防力とか防災力の向上をめざす姿勢がなかなか見えてきません。よかったらうちの消防団を使っただいて、うちの会場にも来ていただいて、そういうところを十分検討していただきたいと思います。</p>
P T	<p>委員からご指摘のあったとおり、大分市の防災面の現状を端的にご指摘いただいたと思います。結成率はある程度進んできたというところですが、活動をしっかりと具体的な取組としてやっていくことに力を入れていきたいと考えております。</p>
部会長	<p>そのほか、ご質問がないようですので、次の「(2)大分市総合計画素案について」の「①防災・危機管理体制の確立」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>素案の説明に入ります前に、お手元に配布しております資料の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、総合計画（素案）P10、P11の差し替え分です。これはお手数ですが、ファイルの中の素案の該当ページの差し替えをお願いいたします。</p> <p>次に、「平成27年度行政評価（総合計画の施策総括評価）」をご覧ください。</p> <p>こちらは、現総合計画の各施策について、これまでの取組実績や課題などを踏まえた総括的な評価を行うとともに、今回の新たな計画の策定の際に考慮すべき事項等を市内部で整理したものでございます。素案はこの内部評価を踏まえて作成しております。</p> <p>なお、10月9日に外部行政評価委員会が開催され、外部行政評価委員の方にはこの内部評価に対して客観的な目線から意見をいただくこととなっており、出されました意見は、各検討部会における参考意見（検討材料）といたします。</p> <p>皆様からこの評価表についての意見等をいただくことはありませんが、今後、議論を進める際の参考資料としていただきたいと思っております。</p>



もう1つが、現行計画と素案の新旧対照表です。今回の素案の作成に当たりましては、社会情勢の変化や制度の変更等を踏まえ、新たに追加、または修正した項目がある一方で、これまで通り取り組むべき項目も相当数ありまして、これについては現行どおりとしております。修正・追加箇所が分かるよう作成したものでございます。

これから素案の説明をさせていただきますが、主に追加や修正があった箇所を説明させていただきますので、この新旧対照表もご覧になりながら説明を聞いていただければと思います。

ただ、今回の計画は、あくまで新たに策定するものですので、修正等がない箇所についても、ご意見等がありましたらいただきたいと思っております。

それでは、第1章第1節「防災・危機管理体制の確立」からプロジェクトチーム（PT）の各担当よりご説明いたします。

P T

それでは、「第3部第1章第1節 防災・危機管理体制の確立」につきまして、ご説明させていただきます。

当施策につきましては、現行計画に基づき「公共施設の耐震化」や「自主防災組織の結成促進」「防災士の養成」などの取組を進め、行政の災害対応力の強化や地域の防災力向上において一定の成果が上がっています。

しかしながら、引き続き、発生リスクが高まる南海トラフ巨大地震や局地的な風水害などの際に、被害を軽減し速やかな復旧復興につなげる対策が喫緊の課題となっております。

こうしたことから、来るべき災害に備え、計画的な道路・河川等の施設整備や特定建築物等の耐震化、備蓄の推進、国や他自治体及び関係機関との連携体制等の強化、また、防災訓練の促進や災害時に避難行動要支援者への実効性のある避難支援が行われる体制づくりなどによる地域防災力の充実強化により、危機管理体制の確立を目指してまいります。

こうした考え方にに基づき、今回の素案を作成いたしております。

それでは、素案の説明に入りますので、素案の64ページをご覧ください。

まず、「動向と課題」についてですが、1段落目は、本市において懸念される災害リスクについて記載しておりますが、地震調査研究推進本部が示す資料「南海トラフの地震活動の長期評価(第2版)」等をもとに発生確率を追加しております。

2段落目につきましては、東日本大震災などの教訓により、国において国土強靱化基本法が施行されたことを追加し、災害対策基本法の改正により、災害時要援護者を要配慮者に修正しました。

3段落目では、近年の国際情勢などから、想定される危機事象としてイメージしやすいテロ事案を追加しました。

4段落目では、国土強靱化基本法施行を受け、市においても計画的な災害予防に取り組むことを追加しております。

次に、「基本方針」についてですが、国土強靱化基本法施行を受け、強靱な地域づくりを進めることを新たに追加しております。

続いて、「主な取組」の「危機管理意識の高揚」の項目については、危機管理意識の啓発のため、市報やインターネットに限らず多様な手段により広報をする

ことから、文言を修正しております。

「災害予防対策の推進」の項目についてですが、3項目めについては、「特定建築物等の耐震化の促進」の項目を追加しております。この項目については現計画の「第6部 快適な生活を支えるまちづくり(都市基盤の整備)」にあったものです。

4項目めは、災害時の対応のさらなる迅速化を図るため、防災拠点となる施設の整備等を進めることから、修正しています。

「災害情報の収集伝達の迅速・的確化」の項目は、1項目めについて、消防団の情報伝達体制として、消防無線を整備したことに伴い修正しております。

3項目めは、現在、同報系防災行政無線の整備を進めており、多様な情報伝達手段を検討していくことから、追加しております。

「緊急時協力体制の整備」の項目は、1項目、2項目めについて遠隔地や隣接県の自治体などと、多様な連携を進める考えから、修正しております。

4項目めは、消防団OBに限らず、地域社会を構成する多様な主体による連携構築により人材を確保することから、修正しております。

「ライフライン対策の充実」についてですが、1項目めについてですが、現計画の中で整備を促進するとあった飲料水兼用耐震性貯水槽は、平和市民公園と大分いこいの道にそれぞれ100t整備が完了したことから削除しております。

2項目めについては、大分県地域防災計画との整合を図り、市と県が備蓄する公助、各家庭内で備蓄する自助や自主防災組織が備蓄する共助の役割分担を明確にし、それぞれ対策を進めることから、修正しております。

「地域防災力の強化」についてですが、1項目めは自主防災組織の結成率がほぼ100%になったため、活動の活性化を図るという考えから修正しております。

4項目めについては、災害対策基本法改正により「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に修正し、要配慮者への対応を追加しております。

「目標設定」についてですが、自主防災組織結成率が(26年度末現在99.56%)とほぼ100%になっていることから、指標から除外し、自主防災組織の活動活性化を図る観点から、今後5年間で訓練を実施した自主防災組織が100%になるよう、防災訓練を実施した自主防災組織数を新たな指標として追加します。

また、公共施設の耐震化進捗率は、(26年度末時点で96.8%)と概ね100%に近いことから、指標から除外し、新たに特定建築物等の耐震化率を指標として追加します。

部会長

ありがとうございました。皆様から、何か質問や意見はありますか。

委員

動向と課題が書かれていますが、南海地震の件ですが、「今後30年以内の発生確率が70%とされる南海トラフ地震により深刻な被害が発生すると想定されています。」と、単純に書いていますが、やはり発生が確実視されているのですから、何も対策を取らなければ死者が市内で5,000人を超える、避難者は9万人を超えるという状況であるから、簡単に書くのではなくて、この課題を市民が共有しないとイケないと思います。

どの程度の地震が起こるか、津波が起こるか、ということで、さっきのところは「南海トラフを震源とするマグニチュード8～9クラスの巨大地震の発生

確率は今後 30 年以内に 70%程度とされ、この巨大地震により本市では最大震度 6 強、最大津波高 8.3 メートルが襲い」というように具体的な数値を書き込んではどうでしょうか。これがこれから先、ものすごい大きなウエイトを占めると思います。そして「深刻な」でなくて「甚大な」というように、もう一步認識を深めるような記載にしてはどうかと思います。

また、「テロや武力攻撃事態」という記載がありますが、ここは新たな感染症、去年もデング熱とかいろいろなものがありましたので、県と市は中核として感染症の問題も考えなければいけないので、これを入れてはどうかと思います。

動向と課題ではその 2 点ほど。「災害予防の推進」の件ですけれども、災害対策基本法第 7 条第 2 項に新たに過去の災害の伝承ということがうたわれています。本市にとっては昭和 18 年の大洪水、昭和 28 年の大洪水あるいは昭和 36 年の大洪水、ああいったことが全然伝わってないんです。鶴崎でも昭和 18 年の大洪水のときにあの 3 メートルの水害に遭っているんです。そのことが全然伝わっていないし、堤防があるから大丈夫と思っているのですが、高田や戸次とかは土台を組んで水害に備えています。ひとたびあの堤防が決壊すれば鬼怒川みたいな状況になります。だから「地域における過去の災害を行政、地域、住民で共有し、災害から得られた教訓を伝承します。」という文言を一つ入れてほしいと思います。

私も防災講話等で県内各地を回っていますが、若いお父さん、お母さんたちが忙しくて全然来ないんです。だからそういった方たちを引き込まないとですね。一番肝心の若い世代が来ていないからこそ、そういった方々を引き込むために学校教育の中で、PTAとかを利用すれば子どもと一緒に勉強できる。先生もできる。津波の話をしてもしも沿岸部の人には津波のことは心配していますが、少し内陸に入ると津波のことは関係ないと思っていますが、実態は揺れ、液状化、山崩れ、がけ崩れ、ため池決壊など、これは本当に深刻な問題です。やっぱり学校教育の中で子ども、保護者、教師が一体となって学習できるような場を設けるといことで、追加として「小中学校において、教師・保護者・生徒が「災害への備え」について共通認識をもつために三者合同の防災学習を PTA 等を利用して行います。」という文言を盛り込んだらいかがでしょうか。

委員

総合計画の素案とか私たちが決める部分がありますけれども、実質的に例えば佐賀関地区で、被害が例えば大分県内では佐賀関から南の方で津波が来る高さ、10 メートル前後が来ると想定しているだろうけれども、市の方で、例えば高所避難所、海拔 20~30 メートルのところを高所避難所を造るとか。丘まで一気に駆け上げられるようなものの敷設の工事とか、進捗はいかがなのでしょう。

P T

佐賀関では、南海トラフ地震で想定される津波の到達時間が早いということで、東日本大震災の後から津波避難路の整備ということで、これまで市では里道とか民地が入るところの整備はしていないところもありますが、命には代えられないということで、最低限の人が逃げるのに足りる設備として、手すり、安全柵などの整備、誘導看板の整備をして、迅速に高台に逃げられるように要望に応じて行っています。全体の計画というところまでではないですが、基本的には要望に応じて整備を行ってきています。

委員	<p>やはり住民の方が意識の向上を図るという部分では、一緒に行くと効果が上がると思います。計画をつくりながら「いやこれは先に整備すべきや」という部分があればですね、一緒に行くと住民の危機意識とか危機管理は自然に高まっていくと思います。実際防災訓練をしないといけないという部分が出てきますから、そういう意味では同時進行でやっていただきたいと思います。</p> <p>四国の高知から徳島あたりは結構整備していますよ。大分はどこがしているのかが分からないので、ゆっくりしたペースじゃないかなと思います。そこら辺もよろしくをお願いします。</p>
部会長	<p>委員からご意見があったことについて事務局からお答えできる部分がありますでしょうか。例えば防災教育について市が現在取り組んでいることなどをご紹介いただければと思います。</p>
P T	<p>委員からご指摘のありました南海トラフ巨大地震の想定表記につきましては、ご指摘のとおり南海トラフ巨大地震による災害の対応については本市の重要な課題と捉えております。国土強靱化計画の地域計画の策定などを現在進めているところでございます。委員からご指摘のあった具体的な想定を計画の中に記載するのは有効なことだと考えておりますので、こちらの方で検討させていただきますまして、市として決して危機意識がないわけではなんですけれども、その部分が出ていないということもありますので、検討させていただきます。</p> <p>また、新たな感染症への対応が欠落しているとのこと指摘についてですが、素案の39ページ、第1部第2章第2節「地域医療体制の充実」の中で既に記載しております。</p> <p>また、過去の災害教訓の伝承については、委員ご指摘のとおりであると考えております。本市におきましても、危機管理意識の高揚、地域防災力の強化の3項目め、緊急時協力体制の整備の中で進めているところでございます。その中でも防災キャンペーン事業においてシェイクアウトの普及もしておりますし、PTAが実施する防災訓練等についても指導等に行ったり、場合によっては訓練の支援もしているところでございます。最近の状況では、PTA等による取組は徐々にではありますが広がってきていると感じているところでございます。ただ、PTAも自立性があり、自らが企画するところもありますので、こちらから提供できるとの呼びかけは教育委員会とも連携を取りながら進めていくところかと思えます。</p> <p>ほかにも、若いお母さん世代ということでこどもルームの行事の際に時間をいただきまして、簡単な備えの防災講話を実施するなど、若い世代に対する防災教育については今後の課題と捉えて取組は進めているところでございます。細かい表現の見直しについては検討したいと考えております。</p>
部会長	<p>その他、委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>第1章の第1節「防災・危機管理体制の確立」とありましたが、次のところにもかかりますが、次の第2節「治山・治水対策の充実」が項目出しで出されております。議題の中で南海トラフ巨大地震が動向と課題の中で挙がっていま</p>

	<p>すが、「治山・治水対策の充実」のみが項目出しされているというのは、昔水害があったことが背景と思われるけども、これから先を考えますと「南海トラフ巨大地震への備え」という大きな区分として挙げてよいのではないかと思いましたので述べさせていただきました。</p>
事務局	<p>節のレベルで挙げてよいのではないかとということでしょうか。</p>
委員	<p>大きな動向と課題としては「防災・危機管理体制の確立」の大きな背景として挙げられておりますが、この部分に対しての危機管理体制の項目区分として見ていったところ、全般として共通的な危機管理体制の確立なのかなと思います。その中で次の節で「治山・治水の充実」というのがありましたので。</p>
部会長	<p>こうした章立ての件についても事務局としてはまた内部で検討するというところでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>またそういったご意見もいただいて、そういう括りにした方が市としての施策がうまく伝わるであるというようなことがあれば、内容だけではなく、体系的な部分についてもご意見をいただければと思います。</p>
部会長	<p>その他、意見、質問等はありませんでしょうか。</p> <p>ライフラインの地中化について、委員が来られているので、具体的にライフラインの耐震化など、どのようなことを進めているかなどお話しいただければ。</p>
委員	<p>ライフラインの地中化につきましては部門が違いますので手元に資料がございません。耐震化につきましては、電気施設の技術部門におきまして、耐震設計は従前からやっております。昨今につきましては、ご存じのことと思っておりますけれども、東日本大震災の福島第一原発の事故を踏まえまして、弊社におきましても、川内原子力発電所、玄海原子力発電所においてさらなる耐震構造を実施しております。</p>
事務局	<p>事務局からの質問で申し訳ありませんが、送電網とか送電部門の耐震化とか具体的に行われているのでしょうか。鉄塔や電柱が風で倒れたりといったことがあると思うのですが。</p>
委員	<p>もともと耐震設計でどれだけの震度、加速度に耐えなさい、シミュレーションしてそれに耐えうる設備を設置するように基準が決まっていますので、それに基づいてやっています。耐震のほかに、特に送電は耐風、風ですね、風に対応するということがありますので、技術基準に基づいて設計して対応しております。</p>
部会長	<p>その他、委員の皆様からご意見、ご質問がございませんでしょうか。</p> <p>特になければ次の議題に進みたいと思います。第1章第2節「治山・治水対策の充実」について、事務局の説明をお願いいたします。</p>

<p>事務局</p> <p>PT</p>	<p>追加で素案に関する資料をお配りさせていただきます。</p> <p>それでは「第3部第1章第2節 治山・治水対策の充実」につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>「治山・治水対策の充実」につきましては、台風や集中豪雨などの自然災害から、市民の生命及び財産を守るため、雨水排水ポンプ場の新設や急傾斜地対策事業の県工事負担金での取組等を行うことにより、治山・治水において一定の成果が上がっております。しかし、近年の局地的豪雨などにより、道路の冠水や土砂崩壊が発生するなどの課題がありますことから、今後も地域の実情を踏まえた河川施設の整備や適切な維持管理の継続は不可欠であると考えております。</p> <p>また、急傾斜地危険箇所における崩壊対策等のハード対策事業を取り組むことや、平成26年に発生した広島土砂災害を契機に改正された「土砂災害防止法」を受け、被害を最小限にとどめる「減災」という観点から、基礎調査の公表のほか、土砂災害警戒区域における避難所や避難経路を明示するハザードマップの整備などのソフト施策を重点的に進めていく必要があると考えております。</p> <p>こうした考え方にに基づき、今回の素案を作成しております。</p> <p>それでは、素案の説明に入りますので、素案68ページをご覧ください。</p> <p>まず、「動向と課題」についてですが、1段落目は、農村部から都市部への人口流出により、過疎化や高齢化により森林・農地の荒廃が進み、保水能力が低下することが懸念されている旨を追加しております。</p> <p>2段落目は、本市での河川数などや気候変動の影響等により台風・豪雨による被害が増加傾向にあるなか、集中豪雨時には氾濫等の被害が危惧されている旨を追加しております。</p> <p>3段落目は、災害のおそれのある区域における警戒避難体制の整備等の減災に向けたソフト面での対策が求められている旨を追加しております。</p> <p>次に「基本方針」についてですが、災害から人命や財産を守るため、ハード整備とソフト対策が一体となった減災に向けた取り組みを推進する旨を追加しております。</p> <p>続いて「主な取組」ですが、「水源かん養林等の保全」については、修正はございません。</p> <p>次に「河川改修の促進」の項目についてですが、1項目め及び2項目めは「第2章 安定した生活基盤の整備 第3節 河川整備」の項目を削除し、こちらに追加しております。</p> <p>1項目めでは、国、県の管理する河川は、築堤や護岸整備、河川管理施設の耐震化を促進する旨を追加しております。</p> <p>2項目めでは、市の管理する河川は、過去の被災状況や住民の要請を受け、優先度に応じた効率的な改修を図るとともに、国、県の河川改修計画との調整を図りながら整備を進める旨を追加しております。</p> <p>次のページをお開きください。</p> <p>次の「砂防事業等の促進」については、修正はございません。</p> <p>次の「浸水対策の推進」の項目についてですが、2項目めの浸水被害の発生状況等を考慮し、必要に応じて雨水排水施設の適切な整備を進める旨を追加し</p>
----------------------	---

ております。

続いては、新たな項目として「減災に向けたソフト対策の推進」を追加しております。

ハード整備には、膨大な費用と時間を要すことから、ソフト施策を推進し、減災への取組の必要性があるために追加をしております。

1 項目めの土砂災害警戒区域と洪水浸水想定区域においては、危険の周知や警戒避難体制の整備などの対策を推進する旨を追加しております。

2 項目めでは、土砂災害特別警戒区域における住宅等立地の抑制や既存住宅を安全な構造への改修、移転支援等を推進する旨を追加しております。

次に、「目標設定」についてですが、説明を行う前に、先程、主な取組で「減災に向けたソフト対策の推進」の項目での土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域について補足説明を行いたいとおもいます。事前に外部委員に配っております A 4 のビラにて説明したいと思っております。

まず、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別区域を指定するにあたり、法的根拠といたしましては、「土砂災害防止法」が制定されております。土砂災害防止法は、土砂災害から国民の生活を守るため、土砂災害のおそれのある区域の危険の周知、既存住宅の移転支援等のソフト対策の推進を目的に平成 13 年 4 月に制定されました。

また、平成 26 年 8 月、豪雨により広島市北部で発生した土砂災害を踏まえ、平成 27 年 1 月に法令改正があり、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付けや土砂災害警戒情報の市町村長への通知また、一般市民への周知の義務付けを行うことや、土砂災害警戒区域等の指定があった場合、市町村地域防災計画への記載事項の追記を講じることが明記されました。

調査から指定までの流れとしましては、都道府県が基礎調査実施箇所の周知を行い、基礎調査の実施、基礎調査結果の公表を行ったのち、土砂災害警戒区域等の指定を行います。

土砂災害警戒区域等に指定されると、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。お手元の A 3 資料の土砂災害ハザードマップが警戒避難体制の整備にあたります。作成につきましては、市町村で作成いたします。

また、土砂災害特別警戒区域では、特定の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制、また建築物の移転勧告などが図れます。以上が土砂災害警戒区域等の補足説明でございます。

そのようなことから、本節の目標設定では、指標を土砂災害ハザードマップ作成危険箇所数といたしております。平成 26 年度現状値は 33 箇所であり、目標値設定を平成 31 年度見込みとして 1,000 箇所としております。

以上で「治山・治水対策の充実」の素案について説明を終わります。

部会長

ありがとうございました。委員の皆様からご意見、ご質問等がありますでしょうか。

委員

動向と課題の件ですが、動向と課題をしっかりとしないといけないと良い提言はできないと思っております。ここの 1 段落目に書いている「森林や農地には、地表に降っ

た雨を貯留し洪水を緩和する働きがあります」とありますが、土砂災害も緩和してくれますが、そういった視点がないと思います。それから「農村から都市部への人口流出」ということで、中山間地域のことしか言っていませんが、大分市の都市部を見ると人口が集中したので、団地造成で丘陵部は全部ハゲ山になってしまっています。そういった視点が全く欠落していると思います。都市部の宅地開発でありますとか、それが全然うたわれていない。これは両面の視点から見ないと本当のことは言えないと思います。

そして、「地表に降った雨を貯留し洪水や土砂災害の発生を緩和する働きがあります」と、「森林・農地の荒廃が進み、一方、都市部では人口集中や企業の進出で宅地造成等により森林や農地が減少し保水能力が低下し洪水や土砂災害のリスクが高まっています。」という動向と課題で認識する必要があるんじゃないかなと思います。

基本方針で「台風、集中豪雨など」と「など」でぼかしていますが、ここに「地震」を入れていただきたいと思います。地震においても、土砂崩れ、山崩れ、ため池決壊などいろんな形で表れていますので、「など」でぼかすのではなくて、南海トラフで地震が確実視されていますから、地震もきちんと入れていただきたいと思います。

そしてそこに「水源かん養林や」と「水源かん養林」にこだわっていますが、「土砂災害防備林」という観点も入れていただきたいと思います。これらは本当に「水・水・水」で来ているんですけども、土砂が欠落しているのではないかなと思います。

それから主な取組のところで、「水源かん養林等の保全」とありますが、これはまた「等」でぼかしておりますけれども、「森林等の保全」ということにしてはどうですか。「大雨による災害水害を防ぐため、水源かん養、土砂災害防備機能を有する森林」という形にしてはどうですか。

河川の改修のところですけども、「耐震化を促進します」と言い切っていますが、市が促進するわけではないので、関係機関と調整しながら、連携しながら促進しますというような形でいいのではないかなと思います。

砂防事業の促進のところは、「河川流域の土石による被害を防止するため流域の森林整備や」ということを一言、流域の森林が流されてきて、ダムアップして災害を大きくしているので、そういうことを入れていただいたらありがたいかなと思います。

浸水対策の推進なんですけれども、ここで書かれているのは堤防の内側、内水氾濫だけをターゲットにしているんで、浸水でなくて具体的に内水氾濫という言葉で特定したらいかがでしょうか。浸水といえば大河川の氾濫の浸水もありますので。

それから、減災に向けたソフト対策の推進については、「過去の災害や想定される被害等」という形で、過去の災害にも目を向けて、「土砂災害警戒区域と洪水浸水想定区域においては、過去の災害や想定される被害等の周知や」という文言で改めていただけると、動向と課題がはっきりしてくると思います。

部会長

ありがとうございました。委員の意見に対して何か事務局からありますか。



P T	<p>9月の中旬に茨城県で水害があり、今ホットな話題であります。何点かありますが、動向と課題につきましては、現行の計画には「丘陵地の開発」とかそういう文言を入れていました。今現在は市街化調整区域の団地開発を規制しておりますので、大型団地開発がなくなってきているので今回落としました。ご意見はごもっともですので、一度こちらで検討します。</p>
事務局	<p>丘陵地における開発が今現在進んでいるわけではありませんで、開発されてしまったので、落としております。現行計画にはそういう文言が入っておりますけれども、開発された状態は継続していますので、検討します。</p>
委員	<p>造成されてしまったから今はないという観点ではなくて、コンクリートも手入れしなければ、寿命が50年なんです。それだけどんどん経年劣化でリスクは高まっていると思います。それも総合的に勘案して落とすか落とさないかは検討してください。そうでないとちょっと山間部のことばかり強調して、都市部の田んぼがなくなったということが全く触れられていませんので。南大分は全部田んぼだったんですから。そして三面張りの河川と暗渠になっているでしょ。とんでもない雨が降ったら暗渠もアップアップですよ。一気に流れ下ってくるということで。そういう視点をもう少し入れてもらいたいなと思います。</p>
P T	<p>続きまして、基本方針の雨だけでなく地震についても考えるべきとのご意見ですが、今現在、国・県では河川の築堤をするときに、地震時に土が液状化するので、そうならないような施策もやっておりますので、河川改修の促進の中で耐震化のことを記載しておりますので、今回の意見を踏まえて協議させていただきたいと思います。</p> <p>水源かん養林等の保全について、水源かん養だけを強調しているのではないかとのご意見についてですが、水源かん養林は保安林の1つでありまして、林野庁のHPにありますように17ある保安林の1つであります。ここの表現を「保安林等の保全」とすれば全部が網羅できるのではないかと考えておりますので、そのように修正したいと考えております。</p> <p>浸水対策の推進について、「道路や住宅地などに振った雨を川へ流すため」ということで、ここの2つの項目については内水対策のこととなっておりますので、治山治水というのは内水・外水両面を総合的に行っていくということがありますので、この2項目は内水ではないかというのは分かります。外水の分があればそれを追加する検討が必要があると考えております。</p>
委員	<p>今回の水害もありましたので、外水も入れた方がいいのではないのでしょうか。</p>
P T	<p>新聞報道によりますと、河川の中に木が生えていることによって水位が上がって越水するというようなこともあるようですので、事務局で検討します。</p>
部会長	<p>治山・治水対策ということで、救済ということもありますので、委員の方で何かご意見がありませんでしょうか。</p>

委員	<p>治山治水の中で地震ということがありました。私が先ほど述べたように南海トラフ巨大地震によって、揺れもあるんですが、やはり津波に対する備え、これについては先ほどからありましたが、大きく危機意識を持たないといけないと思います。そのための意識を高めるためには、載っていても良いんじゃないかなと思います。大きく危機管理体制の確立と治山治水対策の充実だけで盛り込むのは少し厳しいのかなと思います。しなしながら本来であれば、それ以外の原子力災害であつたりとかいろいろな災害がありますので、もろもろあるなかで特に、という意向が反映されれば良いかと思います。</p>
部会長	<p>その他委員の皆様からご意見ご質問がありますでしょうか。</p>
副部会長	<p>今少し話が出ました原子力の災害については、今回の中ではどこに入るのでしょうか。防災・危機管理体制の確立のところでしょうか。</p>
P T	<p>個別の事象として原子力災害対策の記載はありませんが、住民への周知ということで、「わが家の防災マニュアル」の中で、原子力に対する防護の字句を追加したりと対策としては進めているところです。項目としてはどちらかといういろいろな危機事象に対する意識を高めたり、知識普及をしたり、防災訓練をしたりということが盛り込まれています。今回、国土強靱化対策の文言を新たに追加させていただきましたが、地域計画を現在策定しております。その中でも最悪の事態を想定しておりますので、その中で対策を個別に取っていくことになるかと考えております。</p>
部会長	<p>ご質問が無いようですので、次の「(3) その他」について、事務局から何かありますか？</p>
事務局	<p>次に、今後の日程について説明させていただきます。</p> <p>次回の部会は、ご案内のとおり今週8日(木)、午前10時から、会場は今回と同じくこの801会議室で行います。議題は、第2章「安心・安全な暮らしの確保」の各節について、ご意見をいただきたいと思います。</p> <p>また、第4回以降の会議の日程につきましては、部会長及び副部会長と相談しまして</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回会議 11月26日(月) 15時～</li> <li>・第5回会議 11月9日(月) 15時～</li> <li>・第6回会議 11月26日(木) 10時～ に行いたいと考えております。</li> </ul> <p>皆様にもご都合をつけていただきますようお願いいたします。</p>
部会長	<p>今後の日程について、ご質問等がございませんか。</p> <p>本日、委員の皆様から貴重なご意見をいただきましたので、事務局ではご意見を取り入れる方向で検討していただきたいと思います。</p> <p>円滑な議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。それでは事務局にお返しします。</p>

事務局

本日はお忙しい中、ありがとうございました。  
これもちまして、第2回防災安全部会を終了いたします。  
次回は、今週8日（木）、午前10時からこの801会議室において開催いたしますのでよろしくお願いいたします。  
本日はお疲れ様でした。ありがとうございました。